

運転経歴証明書の交付を受ける方へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！

シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。

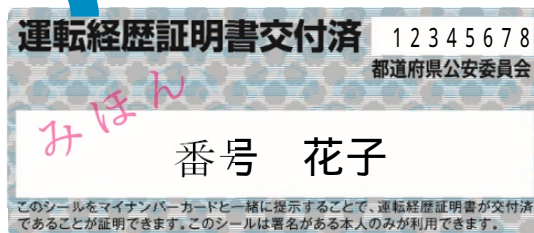
シールの使い方

- 1 シールの署名欄に、油性ペンで、運転経歴証明書に記載されている**氏名を記入**してください。
- 2 お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。
運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。
- 3 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用でき、他人へ譲渡することはできません。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

お問合先：埼玉県警察運転免許センター

代表電話：048 - 543 - 2001